

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地地域連絡会議  
「沖縄島北部部会」 設置要綱

(目 的)

第1条 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地のうち、沖縄島北部の適正な保全・管理を推進するため、別途設置される「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地地域連絡会議」の下に、地域部会として「沖縄島北部部会」を設置し、関係機関の連絡・調整を図る。特に地域コミュニティや関係者の理解、連携、協働、参加を必要とする課題や取組事項に関しては、地域としての取組方針を検討し、検討結果の実現に最大限の努力を行う。

(検討事項)

第2条 「沖縄島北部部会」は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地のうち、「沖縄島北部」の行動計画に関する事項
- (2) 「沖縄島北部」の推薦地、緩衝地帯及び周辺地域の適正な保全・管理を推進するための連絡・調整に関する事項
- (3) その他、第1条の目的を達成するために必要と認められる事項

(構 成)

第3条 「沖縄島北部部会」は、別紙に掲げる機関・団体をもって構成する。なお、参画機関・団体の追加・削除については部会の合議により決定する。

(運 営)

第4条 「沖縄島北部部会」は、事務局長が召集し、事務局長又は事務局長が指名する者が会議の議事進行を行う。

- 2 事務局長は必要に応じ、「沖縄島北部部会」に構成機関以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 「沖縄島北部部会」は、重要な事項について検討を深めるため、地域部会のもとに作業部会等を設置することができる。

(事務局)

第5条 「沖縄島北部部会」の事務局は、那覇自然環境事務所、沖縄森林管理署、沖縄県、国頭村、大宜味村、東村によって構成し、対外的な連絡窓口は沖縄県自然保護課が務める。

- 2 事務局長は、沖縄県自然保護課長が務める。

(その他)

第6条 「沖縄島北部部会」は、遺産地域の適正な保全・管理に資するため、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地科学委員会や沖縄ワーキンググループをはじめとする科学者、研究者等と連携・協力を図る。

第7条 この要綱に定めるもののほか、「沖縄島北部部会」の運営に関して必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成28年11月7日から施行する。

(別紙)

「沖縄島北部部会」構成機関・団体一覧（平成30年9月現在）

構成機関・団体
環境省那覇自然環境事務所
林野庁九州森林管理局沖縄森林管理署
沖縄県環境部自然保護課
沖縄県農林水産部森林管理課
沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課
国頭村世界自然遺産推進室
大宜味村企画観光課
東村企画観光課
国頭村森林組合
国頭村商工会
J Aおきなわ国頭支店
国頭村森林ツーリズムWG
国頭村観光協会
国頭村教育委員会
大宜味村区長会
大宜味村商工会
NPO法人 やんばる舎
NPO法人 おおぎみまるごとツーリズム協会
大宜味村農業委員会
東村商工会
J Aおきなわ東支店
東村農業委員会
東村区長会
NPO法人 東村観光推進協議会
NPO法人 どうぶつたちの病院 沖縄
琉球大学農学部与那フィールド